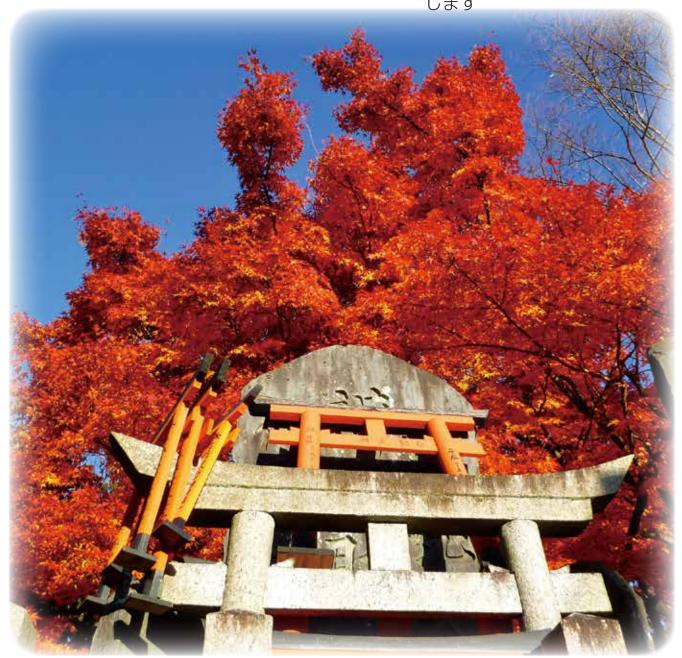
京都自動車 (建-(宋-)道-(言

2022年秋号No.173

- ●令和3年度 決算概要について
- ●令和3年度 保健事業実施状況
- ●リフィル処方箋が導入
- ●健康保険制度についてご案内 します



〈京都府 伏見稲荷神社の紅葉〉



ホームページをご覧ください。

京都自動車健康保険組合



令和3年度 決算のお知らせ

146 回組合会で承認されましたのでお知らせします。 京都自動車健康保険組合の令和3年度決算が、去る7月8日に開催された第

を 一 を に は で に を に が で に を に は で に の が で で で は 、 に を に り で で は 、 に が 、 で を に の が で で で で が 、 で で の が の が で で で が 、 に の で で で で が 、 に の に に の に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。

た。しかし、現役世代の負担の軽減効果はを1割から2割に引き上げることとしまし定以上の所得のある後期高齢者の窓口負担こうした状況から国は、今年10月から一

策が望まれます。納付金の負担の上限設定など、さらなる施限定的と言わざるを得ず、高齢者医療への

ります。

います。

のまうな厳しい財政状況ではあります
にこのような厳しい財政状況ではあります

ま管理に努めていただきますよう、よろし 原管理に努めていただきますよう、よろし の保健事業を積極的にご活用いただき、健 滅にご協力いただくと同時に、当健保組合 医薬品のご利用などを通して、医療費の節 とお願いいたします。

年度保険料収入のみの収支です。 *経常収支とは、繰入金・国庫補助金などを除いた単

決算の主なポイント

✓保険給付費+高齢者医療への納付金が 前年度より増加

保険給付費と高齢者医療への納付金の合計が、当健保組合の保険料収入の合計を超過しています。

✓収入の柱である保険料収入は前年度より減少 保険料収入減少の主な要因は、被保険者数と総標準賞与 額の減少が挙げられます。

✓効果的な保健事業と受診率向上の推進

データヘルス計画に沿った効果的な保健事業を推進し、健診や特定保健指導の受診率向上に努めました。



令和3年度 収入支出決算概要

(千円)
料 2,611,993
入 1,066
料 33,213
金 67,015
金 161,382
入 10,387
金 87,910
入 3,952
2,976,918
2,625,912

出

付

費

費

金

費

金

費

金

出

支

険

務

給

前期高齢者納付金

後期高齢者支援金

の他納付

事

付

財政調整事業拠出金

立

支

経常支出合計

残

会

計

金

合

合

算

経常収支差引額

事

保

そ

保

還

連

積

雑

決

健康保険分

(千円)

58,152

1,449,124

609,304

607,305

130,639

33,169

1,681

8,000

8,209

2,905,682

2,864,767

71,236 千円

▲ 238,855 千円

22

77

被保険者1人当たりで見ると

財政調整事業交付金-(16,453円) 国庫補助金収入(1,944円) 調整保険料(6,216円)-雑収入(740円) 繰入金(30,204円)

繰越金(12.543円) 国庫負担金(200円)

557,163円

保険料(488,863円)



財政調整事業拠出金 (6,208円)

保健事業費(24,450円)

事務費(10,884円)

その他納付金 (4円)

積立金(1,497円) 連合会費(315円) 雑支出(1,537円) 還付金(14円)

高齢者支援金 出 (113,664円) 543,830円 (271,219円)

保険給付費

前期 高齢者納付金 (114,038円)

介護保険分

	J	収		入	(千円)
保	!	険		料	318,456
繰	Į	越		金	2,797
縟	Į	入		金	0
雑		収		入	0
	合		計		321,253

	//
支	出 (千円)
介護納付	金 314,615
還 付 :	金 0
積 立	金 0
승 計	314,615
決 算 残 金	6,638 千円

組合現況

令和4年3月末現在

- ◎被保険者数 5,254人
- 平均年齢 42.82歳

- (男性 4,416人、女性 838人) (男性 43.74歳、女性 38.02歳)
- 平均標準報酬月額 341,538円
- (男性 357,551円、女性 257,153円)
- ◎総標準賞与額(年間合計)5,631,712千円
- ◎ 健康保険料率(調整保険料率含む)

1,000分の 98 (事業主 1,000分の51、被保険者 1,000分の47)

介護保険料率

1,000分の 18

(事業主 1,000分の 9、被保険者 1,000分の 9)

令和3年度 保健事業実施状況

	事業項目	実施時期	実施内容
	受診券	随時	申込者に受診券発行…15人
特定	特定健康診査	随時	医療機関にて受診…3,810人
健康診査	支払基金への決済代行	随時	支払基金への代行件数…13件
事業費	データ等作成費用	随時	医療機関へのXMLデータ作成料…2,388件
	共同情報処理システム利用料	6月	健保連特定健診システム利用料
	小 計		23,823,283円

	事業項目	実施時期	実施内容
特定	動機付支援	随時	被保険者…15人 被扶養者…1人 計16人
保健指導	積極的支援	随時	被保険者…19人 被扶養者…1人 計20人
事業費	その他	随時	会場費等
	小 計		1,275,995円

	事業項目	実施時期	実施内容
	機関誌の発行	4·10月	年2回ホームページに掲載
	新入社員向冊子	4月	社会保険の知識…270部
	産婦向保健誌	毎月	出産された方に1年間冊子を配付 赤ちゃんとママ…1,219部
	健康管理推進員会	1月	ヘルスアップ21…72部
	医療費通知	9·2月	コスト意識の向上 9月…4,446件 2月…4,736件
	システム構築費	随時	カシオシステムソフト購入費
保健指導 宣伝費	レセプト等点検費用	毎月	レセプト点検…100,668枚 柔整点検…4728枚 施術状況照会者数…810人
	ジェネリック医薬品推進通知	9•2月	ジェネリック医薬品への切り替えを促す差額通知 9月…1,115名 2月…851名
	医療費適正化対策事業	随時	重症化予防事業電話指導···118人 重症化予防事業情報提供等···666人
	ホームページ更新	随時	ホームページ保守料
	強化支援事業	随時	医療費通知、レセプト及び健診データ分析業務等
	小 計		25,679,380円

	事業項目	実施時期	実施内容
疾病	生活習慣病予防健診	随時	35歳以上の本人(検診車による) ①循環器検診…2,490人 ②消化器検診…1,423人 [バリウム…1,213人 ペプシノゲン…210人]
	巡回家族健診	随時	35歳以上の家族 工場保健会の検診車による地域巡回健診…295人
	人間ドック	随時	35歳以上の方 契約医療機関にて実施 ①一泊ドック 被保険者…2人 被扶養者…0人 ②外来ドック 被保険者…1,077人 被扶養者…229人 ③外来+脳MRIドック 被保険者…176人 被扶養者…22人
予防費	脳MRIドック	随時	35歳以上の方 契約医療機関にて実施…4人
	脳ドック	随時	35歳以上の方 契約医療機関にて実施…3人
	郵送によるがん検診	1月~2月	30歳以上の方 自己採取法による ①大腸がん検診 被保険者…607人 被扶養者…302人 ②子宮がん検診 被保険者…97人 被扶養者…217人
	インフルエンザ予防接種補助	10月~1月	被保険者及び被扶養者 年齢制限無し 被保険者…2,060人 被扶養者…1,664人 計 3,724人
	PET検診	随時	35歳以上の方…0人
	小 計		79,859,990円

保健事業総計	130,638,648円

「「一个小人地方等」が導入

医療機関でもらう処方箋に新しい仕組みができました

3回まで繰り返し使える「リフィル処方箋」

「リフィル処方箋」は医師の診察なしに、同じ処方箋を使って調剤薬局で薬を受け取ることができる仕組みです。通常、調剤薬局で薬をもらうには、その都度医療機関で発行された処方箋が必要ですが、症状が安定した患者に対し、通院をしばらく控えても大丈夫と医師が判断した場合に、最大3回まで利用が可能です。

医療機関 診察、リフィル処方箋

調剤薬局 調剤(1回目)

調剤薬局 調剤(2回目)

調剤薬局 調剤(3回目)



薬をもらうための医療機関の受診 回数が減り患者の通院負担を軽減 することができます!



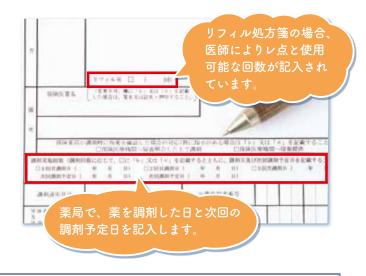
リフィル処方箋を利用するとき

108

通常の処方箋と同様、交付日含め4日以内に薬局で調剤してもらいます。

2回目以降

調剤予定日の前後7日以内に同じ リフィル処方箋を薬局へ持参し、 調剤してもらいます。



利用上の留意点

- ●投薬量に限度が定められている医薬品や湿布薬は、対象外です。
- 1回当たりの投薬期間と総投薬期間については、患者の病状などを踏まえて個別に判断されます。
- ●薬剤師が、患者の服薬状況等からリフィル処方箋による調剤が不適切と判断した場合、調剤を行わず 受診勧奨するとともに、処方医に情報提供が行われます。
- ●継続的な薬学的管理指導を受けるため、同じ薬局で調剤してもらうことが推奨されています。
- ●次回の調剤予定日に患者が薬局に現れない場合は、薬剤師から電話等で連絡確認が行われます。

※リフィル処方箋は医師が可能と判断した場合に利用できます。詳しくは受診されている医療機関にお尋ねください。

令和4年 10月から変わる

健康保険制度について

ご案内します

給付と負担のバランスを確保しつつ、すべての世代で安心できる「全世代型社会保障」の構築を目指して、健康保険制度等の見直しが 進められています。

令和4年10月から施行される主な制度改正をご案内します。



主な改正の内容

① 短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大 施行: 令和4年10月1日

令和4年10月から段階的に、社会保険の加入対象となる企業の範囲が拡大され、一部のパート・アルバイトの方の社会保険の加入が義務化されます。9月までは、従業員数501人以上の企業が社会保険の加入対象ですが、10月からは従業員数101人以上の企業が対象となります。また、令和6年10月からは従業員数51人以上の企業も対象となります。

なお、新たに加入対象となるのは、下記の4つの 条件をすべて満たすパート・アルバイト等の方です。

- ●週の所定労働時間が20時間以上
- ●月額賃金が8.8万円以上
- 2ヵ月を超える雇用の見込みがある
- ●学生ではない

企業の規模 令和4年9月まで 令和4年10月~ 従業員数 位業員数 501人以上の企業 企業

従業員数の数え方(A+Bの合計)

+



В

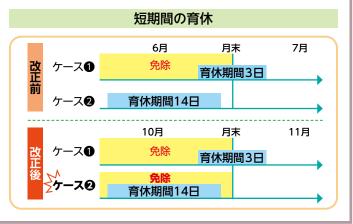
週労働時間がフルタイムの 3/4以上の従業員数 ※従業員には、パート・アルバイトを 含みます。

施行:令和4年10月1日

② 育児休業期間中の保険料の免除要件の見直し

育児休業期間中は、被保険者の申し出により、社会保険料の納付が免除となります。令和4年9月までは、月末時点で育児休業を取得している場合に、当月の保険料が免除される仕組みとなっています。10月からは、これに加え、月内に通算14日以上の育児休業を取得した場合にも、当月の保険料が免除されることとなりました(右図)。

また、賞与から納める社会保険料は、1ヵ月超の 育児休業取得者に限り、免除対象とされることとな りました。



③ 後期高齢者医療における窓口負担割合の見直し

施行:令和4年10月1日

令和4年度以降、団塊の世代が75歳に到達し始め、医療費の増大が見込まれることから、現役世代の負担の抑制と 国民皆保険の持続を目指して、後期高齢者の窓口負担割合が引き上げられることとなりました。75歳以上が加入する後

期高齢者医療で、現役並み所得者(窓口負担割合3割)以外の窓口負担割合は1割ですが、これが、令和4年10月から一定以上の所得のある被保険者(課税所得が28万円以上かつ年収200万円以上*)の負担割合が2割に引き上げられます。ただし、負担増の大きい外来患者に配慮し、3年間は1ヵ月分の負担増を最大3,000円に抑える措置が取られます。

*単身世帯の場合。複数世帯の場合は後期高齢者の年収合計320万円以上。

